

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		要支援1 ( 578 単位) 要支援2 ( 719 単位)								
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 578 単位)							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)							
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 611 単位)							
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)							
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)							
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)							
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位)							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 599 単位)							
	(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	x97/100	x70/100	x70/100			
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)						
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】			要支援1 ( 621 単位)							
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】			要支援1 ( 666 単位)							
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)							
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)							
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)							
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)							
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 609 単位)							
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 609 単位)							
注 特別療養費		(一) 療養型老健維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)								
注 療養型老健維持特別加算		(二) 療養型老健維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)								
(3) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算 (1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) (二) 特定治療 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×16/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×3/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×3/100)									
注		※ 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計								

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		移動を行う施設の敷地内を有しない場合	所定の取次及び加算者の合計数が人員配置の定められている場合	介護-介護職員が不足している場合	介護-介護職員が不足している場合	医師の医師数が不足している場合	医師の医師数が不足している場合	医師の医師数が不足している場合	医師の医師数が不足している場合	医師の医師数が不足している場合	医師の医師数が不足している場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 523 単位)									
		要支援2 ( 657 単位)									
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 551 単位)									
	<療養機能強化型A>	要支援2 ( 685 単位)									
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 541 単位)									
	<療養機能強化型B>	要支援2 ( 675 単位)									
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 579 単位)									
	<療養機能強化型C>	要支援2 ( 734 単位)									
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	要支援1 ( 612 単位)									
	<療養機能強化型D>	要支援2 ( 767 単位)									
	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	要支援1 ( 600 単位)									
	<療養機能強化型E>	要支援2 ( 755 単位)									
(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 492 単位)									
		要支援2 ( 617 単位)									
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 507 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 632 単位)									
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 550 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 696 単位)									
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 569 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 714 単位)									
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	要支援1 ( 476 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 594 単位)									
	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	要支援1 ( 534 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 674 単位)									
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 532 単位)									
		要支援2 ( 666 単位)									
	b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 589 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 744 単位)									
	c 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 532 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 666 単位)									
	d 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 589 単位)									
	<療養機能強化型>	要支援2 ( 744 単位)									
	e ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 605 単位)									
	<ユニット型型>	要支援2 ( 762 単位)									
	f ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 633 単位)									
	<療養機能強化型A>	要支援2 ( 790 単位)									
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 605 単位)									
		要支援2 ( 762 単位)									
	b ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 633 単位)									
	<療養機能強化型A>	要支援2 ( 790 単位)									
	c ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 623 単位)									
	<療養機能強化型B>	要支援2 ( 780 単位)									
	d ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 605 単位)									
	<療養機能強化型C>	要支援2 ( 762 単位)									
	e ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	要支援1 ( 633 単位)									
	<療養機能強化型D>	要支援2 ( 790 単位)									
	f ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 605 単位)									
	<ユニット型型>	要支援2 ( 762 単位)									
(5) 療養食加算 (1日につき ※単位を加算(1日につき3回を標準))											
(6) 認知症専門ケア加算 (1日につき ※単位を加算)	一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)										
	二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)										
(7) 特定診療費											
(8) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)										
	二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)										
	三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)										
	四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)										
	五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)										
(9) 介護職員処遇改善加算	一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)										
	二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)										
	三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)										
	四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)										
	五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)										

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 637 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)						
			要支援2 ( 664 単位)						
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)						
			要支援2 ( 655 単位)						
	d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要支援1 ( 564 単位)							
		要支援2 ( 715 単位)							
	e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 ( 596 単位)							
		要支援2 ( 747 単位)							
	f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)<療養機能強化型B><多床室>	要支援1 ( 585 単位)							
		要支援2 ( 736 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 451 単位)						
			要支援2 ( 563 単位)						
	b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援1 ( 514 単位)							
		要支援2 ( 649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 ( 589 単位)	×97/100						
									要支援2 ( 742 単位)
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要支援1 ( 616 単位)							
									要支援2 ( 769 単位)
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要支援1 ( 607 単位)							
									要支援2 ( 760 単位)
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 589 単位)							
									要支援2 ( 742 単位)
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 616 単位)							
									要支援2 ( 769 単位)
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 607 単位)								
		要支援2 ( 760 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 813 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 ( 974 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 919 単位)						
			要支援2 ( 1,074 単位)						
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 750 単位)					
				要支援2 ( 919 単位)					
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 808 単位)						
			要支援2 ( 998 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 728 単位)						
			要支援2 ( 892 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 786 単位)						
			要支援2 ( 971 単位)						
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 716 単位)						
			要支援2 ( 876 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 773 単位)						
			要支援2 ( 955 単位)						
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 656 単位)						
			要支援2 ( 817 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 763 単位)						
			要支援2 ( 918 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)							
		要支援2 ( 725 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 622 単位)							
		要支援2 ( 804 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室> b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 939 単位)						
			要支援2 ( 1,095 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室> b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 832 単位)						
			要支援2 ( 1,024 単位)						
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		活動支援加算 （1）活動支援加算 （2）活動支援加算 （3）活動支援加算	介護予防加算 （1）介護予防加算 （2）介護予防加算 （3）介護予防加算	認知症加算 （1）認知症加算 （2）認知症加算 （3）認知症加算	療養加算 （1）療養加算 （2）療養加算 （3）療養加算	看護加算 （1）看護加算 （2）看護加算 （3）看護加算	介護職員加算 （1）介護職員加算 （2）介護職員加算 （3）介護職員加算	その他
（1）介護予防 短期入所 療養介護費 （1日につき）	① 介護予防 短期入所 療養介護費 （1）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
	② 介護予防 短期入所 療養介護費 （2）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
	③ 介護予防 短期入所 療養介護費 （3）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
	（2）介護予防 短期入所 療養介護費 （1日につき）	① 介護予防 短期入所 療養介護費 （1）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>				
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
② 介護予防 短期入所 療養介護費 （2）		療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
③ 介護予防 短期入所 療養介護費 （3）		療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
（3）特別介護 短期入所 療養介護費 （1日につき）		① 特別介護 短期入所 療養介護費 （1）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>				
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
	② 特別介護 短期入所 療養介護費 （2）	療養介護費（1） <従来型個室>	療養介護費（1） <従来型個室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
（4）ユニット型 介護予防 短期入所 療養介護費 （1日につき）	① ユニット型 介護予防 短期入所 療養介護費 （1）	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
		療養介護費（3）	療養介護費（3）					
		療養介護費（4）	療養介護費（4）					
	② ユニット型 介護予防 短期入所 療養介護費 （2）	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>					
		療養介護費（2）	療養介護費（2）					
（5）ユニット型 特別介護 短期入所 療養介護費 （1日につき）	① ユニット型 特別介護 短期入所 療養介護費 （1）	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>					
	② ユニット型 特別介護 短期入所 療養介護費 （2）	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>	療養介護費（1） <ユニット型個室の多床室>					
（7）療養加算 （1日につき 6単位を加算（1日に3回を限度））								
（8）緊急時対応加算 （1日につき 12単位を加算（1日に3回を限度））								
（9）認知症専門ケア加算 （1日につき 3単位を加算）								
（10）特別加算 （1日につき 6単位を加算）								
（11）サービス提供体制 強化加算 （1日につき 12単位を加算）								
（12）介護職員処遇改善加算 （1月につき 所定単位×19/1000）								

※ 活動支援加算、認知症加算、療養加算、看護加算、介護職員加算は、(1)から(11)までに示した単位数の合計  
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(8)(2)を適用しない。